

平成24年11月の入札参加資格申請から、従業員の特別徴収実施の確認が必要となります。

平成24年11月以降の入札参加資格審査から順次適用となります。

※個人住民税の特別徴収とは、事業主（給与支払者）が、所得税の源泉徴収と同様に、従業員に支払う給与から個人住民税（市町村民税+県民税）を差し引いて、課税した市町村に納入していただく制度です。（地方税法及び市町村条例で定められています。）

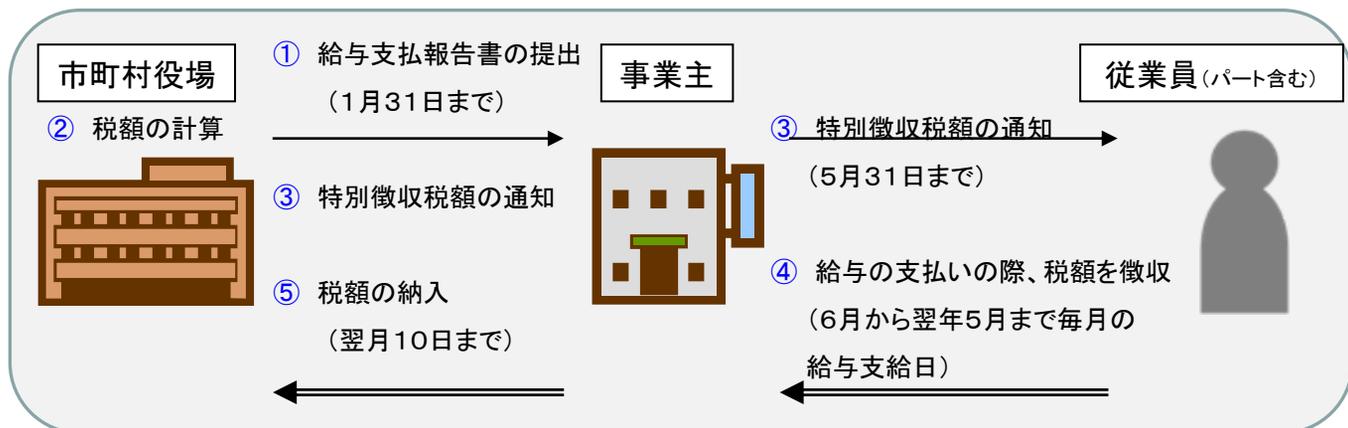
確認方法について

■今回の申請から、新たに「個人住民税の特別徴収実施確認・開始誓約書」を提出していただきます。既に実施されている事業所については領収証書の写しを添付しご提出ください。

現在実施されていない事業所については、日向市、もしくは日向市に従業員がいない場合は、特別徴収の対象となる従業員のいる県内市町村の税務課で確認の上特別徴収義務者として指定を受けることになります。

特別徴収の方法による納税のしくみ

毎年5月に特別徴収義務者（事業主）あてに「特別徴収税額決定通知書」をお送りしますので、その税額を毎月の給与から徴収し、翌月の10日までに合計額を各従業員の住所地の市町村へ納入していただきます。*所得税のように、税額を計算する必要はありません。



【お問い合わせ先】

○ 日向市役所税務課市民税係 (TEL0982-52-2111 内線2115)